

## 第4回延岡市農業委員会会議録

(令和5年10月27日)

1. 開催日時 令和5年10月27日（金）午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 壽徳	2	佐藤 純子	3	花畠 志良一
4	片伯部 芳徳	5	菊池 光雄	6	小西 吉寿
7		8	須藤 寛之	9	貫 藍
10	松下 康廣	11	小野 有紗	12	遠田 祐星
13	高橋 利喜哉	14		15	牧野 博文
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 22名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 孝	2	甲斐 充伸	3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5	松田 純二	6	黒田 啓睦
7	佐藤 隆美	8	松田 成歳	9	酒井 渡
10	甲斐 秀雄	11	横山 博章	12	山内 憲次
13	岩切 伸行	14	甲斐 正太郎	15	甲斐 詳三
16	甲斐 一太郎	17	田口 誠	18	松原 学
19		20	池内 米生	21	甲斐 昭浩
22	黒田 五司	23	岩佐 美基		

## 6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第 13 号 農地法第 3 条 所有権の移転について  
議案 第 14 号 農地法第 5 条の許可申請について

報告 第 12 号 農地法第 4 条の届出について

報告 第 13 号 農地法第 5 条の届出について

報告 第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について

報告 第 15 号 農地法第 3 条の第 3 第 1 項の届出について

協議 第 7 号 農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	工藤 敬洋	局長補佐兼農地係長	佐藤 友美	農政係長	菊池 麻里子
		農地係主任主事	清田 則生	農政係主事	永倉 由貴
北方産業建設課 主査	堀川 裕貴	北浦産業建設課 専門主事	梅田 勝徳	北川産業建設課 主事	甲斐 健太

## 8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、ただ今から第4回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数 19名中 16名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 5 番 菊池光雄委員と委員番号 16 番 安藤重徳委員のお二人にお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 13 号 農地法第 3 条 所有权の移転についてから議案第 14 号 農地法第 5 条の許可申請についてまでの議案 2 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっています。</p> <p>なお、今回の農地利用最適化推進委員の活動報告をしていただきますのは、甲斐秀雄推進委員と、黒田五司推進委員のお二人です。後ほど報告をお願いします。</p> <p>また、総会終了後には事務局より農地パトロールや最適化活動等について研修を予定しています。</p> <p>それでは、議案第 13 号 農地法第 3 条 所有权の移転について提案致します。</p> <p>整理番号 1 番について、委員番号 8 番 須藤寛之委員より説明をお願い致します。</p>
須藤委員	<p>委員番号 8 番 須藤です。整理番号 1 番について説明致します。所在は北川町川内名、田 5 筆で面積は 1,010 m<sup>2</sup>です。譲渡人は西都市在住、譲受人は北川町川内名在住の方です。譲渡人は西都市に移住しており、以前から譲渡したいと思っていたようです。譲受人はシキミを栽培し、労力人は 1 人、理由は経営規模拡大で、申請地にシキミを植えるとのことです。</p> <p>10 月 22 日、私と池内推進委員、譲受人の 3 名で現地調査を致しました。この地域はシキミ栽培が盛んなところで、地域との調和要件は問題ないと判断致しました。特に問題無いと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 9 番 貫 藍委員より説明をお願い致します。
貫委員	<p>委員番号 9 番 貫です。整理番号 2 番について説明致します。所在は栗野名町、畑 1 筆で 347 m<sup>2</sup>です。譲渡人は野田在住、譲受人は栗野名町在住の方です。申請地は譲受人の畑の隣にあり、譲受人が購入して経営規模拡大したいとのことです。</p> <p>10 月 22 日、吉田推進委員、私、譲受人の 3 人で現地調査を致しました。地域との調和要件は問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号 3 番について、委員番号 13 番 高橋利喜哉委員より説明をお願い致します。

高 橋 委 員	<p>委員番号 13 番 高橋です。整理番号 3 番について説明致します。所在は沖田町、田 1 筆で 978 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人とも平原町在住の方です。譲受人の状況は 8,223 m<sup>2</sup>で労力人は 3 人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>10月19日、私、山内推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。申請地は譲渡人の父の代から耕作しており、譲渡人が財産分与で受け継いだそうです。近年は近くの大規模農家の人に耕作してもらっていましたが、譲受人が規模拡大するということで、譲渡の話がまとったようです。現場は北側に市道が通っていて、その北側は住宅地が広がっています。南側は大規模な農地が広がっていて、隣接地との間に何も問題無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	次に、整理番号 4 番について、委員番号 16 番 安藤重徳委員より説明をお願い致します。
安 藤 委 員	<p>委員番号 16 番 安藤です。整理番号 4 番について説明致します。農地の所在は北川町長井本村地区、畠 1 筆で 635 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人ともに北川町長井在住の方です。</p> <p>10月21日、譲受人と黒田五司推進委員と私とで現地調査を致しました。申請地は譲受人の父がハウスで野菜等を栽培していたそうです。譲受人は来年定年を迎えるので、農機具等も所有していることから新しく農業を始めたいとのことでした。譲受人は今まで農繁期には応援に来られていて地域との調和要件等、何ら問題ないと判断致しました。皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願ひ致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして、議案第14号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案

	件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐 藤 委 員	委員番号2番 佐藤です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は柚木町、畠1筆で面積は198m <sup>2</sup> です。譲渡人は柚木町在住、譲受人は富美山町在住の方です。
	10月25日、譲受人、県担当者、事務局2人、私の5人で現地調査を致しました。申請地は地図をみてもらうとわかるのですが、富美山から宇和田の方に向かう道路沿いで、三角の形をした角地です。以前から放棄された畠でした。向かい側、細い道の反対側は竹藪になっていました。譲受人はブリーダーをされていて犬小屋を建てる土地を探していました。周りに民家もなくここなら大丈夫ということだったようです。隣に家がありますが、ここは週末に陶芸教室をされているということで、その方にも許可をとっているそうです。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号2番について、委員番号10番、松下康廣委員より説明をお願い致します。
松 下 委 員	委員番号10番 松下です。整理番号2番について説明を致します。所在は島浦町、畠1筆で面積は323m <sup>2</sup> です。譲渡人は島浦町在住の方、譲受人は島浦町の養殖業をしている水産会社で、譲渡人は水産会社の従業員とのことです。申請理由は資材置場にすることです。所在地は島浦漁港の北側です。付近には水産会社、商店、島野浦小学校跡地、住宅が建ち並んでいます。譲渡する5筆のうち1筆が畠であり、転用許可申請となりました。
	10月25日、譲渡人、県担当者、事務局2名、甲斐孝推進委員、私とで現地調査を致しました。以前は水産加工場が建っていたそうですが、解体して現在は更地になっていました。整地して水産関係の資材置き場として利用することです。追認申請で始末書もでており、転用による周囲への影響は無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。農地区分につきまして説明致します。 整理番号1番につきましては、周辺の農地の一団から宅地、雑種地、道路等で分断された、生産性の低い第2種農地となります。業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。 次に、整理番号2番につきましては、島浦町に在る第2種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、水産加工用倉庫として転用され、現在更地の状態となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問

	はございませんか。
委 員	何かございませんか。
議 長	異議なし。
事 務 局	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願ひ致します。</p> <p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第12号、農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。</p> <p>議案書に記載しておりますが、3件の届出があり、田が2筆906m<sup>2</sup>、畑が1筆289m<sup>2</sup>、計1,195m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に、報告第13号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しておりますが、4件の届出があり、田が2筆の1,558m<sup>2</sup>、畑が3筆の679m<sup>2</sup>、計5筆の2,237m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に、報告第14号、農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書に記載しております8件の届出があり、田が10筆の9,112m<sup>2</sup>、畑が5筆の3,926m<sup>2</sup>、計15筆の13,038m<sup>2</sup>の合意解約となっています。</p> <p>次に、報告第15号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>議案書をご覧ください。今回12件の届出があり、田が26筆の15,147.2m<sup>2</sup>、畑が32筆の10,456m<sup>2</sup>、計58筆の25,603.2m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となつていてる土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので報告を終わります。</p> <p>次に協議第7号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>こちらは、中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。</p> <p>議案書の19ページから39ページになりますが、</p> <p>まず、整理番号1番から84番が沖田地区、</p> <p>次に、整理番号85番が沖田第2地区、</p> <p>次に、整理番号86番から246番までが荒谷地区での促進計画となっております。</p>

	<p>次に、議案書40ページが耕作者変更の促進計画となっております。</p> <p>今回の促進計画では、39ページの表下にあるとおり62人の出し手から246筆、192,457m<sup>2</sup>の農地を個人29人及び1法人に配分しますとともに、耕作者変更については40ページの表下にあるとおり1人の出し手から1筆、1,018m<sup>2</sup>の農地を個人1人に分配する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p>
佐藤委員	(佐藤委員の報告)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局より詳細の説明をお願いします。</p>
事務局	(事務局より詳細説明)
	<p>この件につきまして、何かご質問等はありませんか。</p> <p>(質問を受ける)</p>
議長	<p>次に、農地利用最適化推進委員の皆様からの担当地区の活動報告についてですが、前回の黒田推進委員と田口推進委員の議事録について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>それでは、今月の活動報告に入ります。</p> <p>まずは、甲斐秀雄推進委員からお願いします。</p>
甲斐(秀)委員	<p>第10地区の甲斐秀雄です。私は牧野農業委員と一緒にやっていますが、まず私たちの担当地区は、恒富、上大瀬、古城などから始まって、小野、三須、下三輪、中三輪、上三輪までを担当しています。</p> <p>活動状況ですが、活動日数については目標の8日の達成に向けて努力をしています。</p> <p>その中で、地域計画や農地の集積、農地パトロール、遊休農地の解消、農地のあつせんなどを行っていますが思うように進まないのが現状です。</p> <p>地域計画については、私たちの担当地区ではこれから策定していくますが、片田町方面は60町、小野町方面が100町あり、現在、基盤整備が計画されています。その中で耕作者が市内の至るところにいることや、地主も市内・外、県外にもいるので、地域計画の策定では大変な状況です。とりあえずは、三須、下三輪、中三輪、上三輪を策定しようとしています。</p>

	<p>人・農地プランの頃から、農業者や生産組合長等に意見を聞いていますが、10年先、20年先を考えると、高齢化やイノシシ、シカ等の獣害が多いことなどから先が見えないとの声が聞かれています。</p> <p>遊休農地の解消については、中三輪、上三輪などは中山間地域なので、水不足、イノシシ・シカ等の獣害が多くて、遊休農地の解消も進まない状況です。</p> <p>そのような中でも、新規農業者が1名おり、農地を探しているので遊休農地を紹介しましたが、獣被害が大きく解消には至っていません。2か月に1回くらいは情報交換しているところです。</p> <p>農地の集積については、沖田川を挟んで耕作者の農地が点在しているので、個人的には交換した方がよいのではないかと思っています。</p> <p>また、下三輪、中三輪、上三輪などは、農地中間管理機構を通さず、個人間での契約がかなりありますが、今年から印鑑の受領が廃止されたので、話がしやすくなるので農地中間管理事業が進むのではないかと思っています。地域計画の話し合いでも、農地中間管理事業を活用するよう促していきたいと考えています。</p> <p>農地のあっせんについては、高齢化が進んでいる中で、来年から更に3名ほどが離農しようかとの声が聞かれています。夏ごろから、誰に作ってもらうか耕作者を探しているところですが、合計で3haほどあり、耕作者が見つかなければ遊休農地になってしまうと心配しています。</p> <p>最適化活動の努力はしているが、なかなか思うように進んでいない状況で、今後も事務局や総合農政課の協力なしにはできないと思っている状況です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何かご質問等はあるかも知れませんが、黒田五司推進委員の報告の後に受けたいと思います。</p> <p>それでは、黒田五司推進委員お願いします。</p>
黒田（五） 推進委員	<p>第22地区の黒田です。安藤農業委員とパワーポイントを使って説明します。</p> <p>私の担当地区は、本村地区と俵野地区になります。今回は、主に本村地区の事例を報告したいと思います。本村地区は、人口が130人ぐらい、世帯数が75世帯、農地面積は22ha程となっており、(スライドの写真のように)結構縦長に広い集落になっています。</p> <p>推進委員の役割としては、農地の最適化や、担い手への農地の集積・集約化、農業者1人当たりの面積を増やすことだと考えています。農業経営の行いやすい農地をまとめる農地の集約化や、耕作可能な状態を維持し、遊休化を未然に防止することは、遊休農地の発生防止に繋がりますし、新規参入者の促進については、農業者や農業を行う企業を増やすような活動をすることが重要と考えています。耕作をされている農地を、耕作されているうちに、耕作する人に繋いでいくことが農地利用の最適化だと考えています。</p> <p>本村地区的農地集積については、この地区には農地が22haあり、うち認定農業者3名が16haを耕作していますので、集積率は72%となっています。</p> <p>遊休農地の発生防止・解消としては、農地の99%は稲作を行っており、残りの1%は環境整備として花を植えて景観を良くしていますので、遊休農地はほとんどありません。俵野地区も10号線から見てわかるように、遊休農地は余りないといます。</p> <p>新規参入者の促進としては、令和6年2月に会社を定年退職する方が農業に意欲ありますので、新規参入者ということになると思っています。この方がうまく農業ができるように、一緒に農業をしながら、耕作の仕方とか、野菜の植え方などを教えて、少しでも農業に意欲が出るようにしていきたいと考えています。</p> <p>延岡市の集積率が低いのは、認定農業者が少ないので一因ですが、担当地区の集積</p>

	<p>率は 72%と結構集約されていますし、長井地区全体も同じ状況だと思います。私自身も認定農業者です。農地中間管理事業を活用している農地は 60%ぐらいで、活用していない農地が 40%ありますが、このことが集積率の低下になっていると思います。その理由としては、地主が「あなたには貸すが、農地中間管理機構は知らないから貸さない。」という話をよく聞きます。特に高齢者の方ですが、「あなたを信用して貸した。」と言われる。農地中間管理機構は県の出先機関だから、いろいろと便利がよいなどの利点を説明しますが耳を傾けてくれません。気を長くして、農地中間管理機構がどういうものかを説得しながら、農地中間管理機構を通して借り受けできればよいかと思っています。</p> <p>認定農業者については 5 年かけて育成していきたいと思います。まだ若い人に、認定農業者にならないかと口説きながら農業を教えていきたいと思っています。</p> <p>農地の把握ですが、今年からタブレットが委員に配布されたので、これを使って、誰が耕作しているとか、誰が何をしているのがわかつてくると、もう少し集積率も上がってくるのではないかと思っています。</p> <p>このようなことによって、農業がしやすくなるんじゃないかなと思っていますので、事務局にはその辺りのことも考えてもらいたいと思っています。以上です。</p>
議 長	只今 2 名の推進委員から報告がありました。何かご質問等はありませんか。
松原推進委員	集積率が農地中間管理事業を活用して 99%ということですが、その数字を活用できないのでしょうか。
事 務 局	最適化の集積率を算出するのには、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織の 4 つの経営体の経営面積が集積面積になります。
議 長	その他ありませんか。2人の推進委員ありがとうございました。今回も大変有意義な報告を頂きました。他の推進委員さんも今後の推進活動の参考とし、活動に活かして頂けたらと考えます。
	また、来月の活動報告は、久富推進委員と松原推進委員となっておりますのでよろしくお願ひいたします。(後に松原委員は所用により 11 月の総会は欠席するため、12 月に報告する旨の申し出あり)
	では、事務局より連絡事項についてお願い致します。
事 務 局	(事務局より説明)
議 長	以上を持ちまして第4回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

5番 菊池光雄

16番 立藤重徳

